

「低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」の公表について



環境省及び経済産業省は、低濃度ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)に汚染された電気機器等の早期確認のために調査方法等を「低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」として取りまとめました。

PCB 廃棄物は、PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号)により、処分期間内に自ら処理し、又は他人に処理委託を行うことが義務付けられています。

PCB 廃棄物の中で、機器に封入されている絶縁油中の PCB 濃度が 5,000mg/kg 以下の PCB 廃棄物が低濃度 PCB 廃棄物に該当し、処分期間は 2027 年 3 月末までです。

本手引きは、低濃度 PCB 汚染の有無等を早期に確認する必要性やその調査方法等を説明した本編と、更に詳細な調査方法等を取りまとめた(技術者向け詳細版)から構成されています。

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 [2022 年 3 月 31 日付 環境省報道発表資料](#)

環境リスク分析箇所 佐藤旭

